

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議

1 主旨

東京都後期高齢者医療広域連合(以下「都広域連合」という。)及び都内の62区市町村は、令和2・3年度に引き続き、令和4・5年度に独自の保険料増加抑制策を実施することとした。

令和4年1月28日開催の都広域連合議会において、保険料増加抑制策を含む令和4・5年度保険料率等が決定したので、地方自治法に基づき、関係区市町村の協議による「東京都後期高齢者医療広域連合規約」の一部変更が必要となった。協議については構成する区市町村議会の議決を要することから、令和4年第1回世田谷区議会定例会に当該議案を提出する。

2 変更の要点

保険料増加抑制のため区の一般会計で支弁する負担金の割合を、令和2・3年度に引き続き、令和4・5年度の2年間について、(1)の項目に係わる区市町村の負担割合を100%として、「東京都後期高齢者医療広域連合規約」附則に定める。

(1) 都広域連合独自の特別対策等にかかる負担金

① 審査支払手数料相当額

各々の区市町村の審査支払手数料実績額

② 財政安定化基金拠出金相当額

保険料の減収や医療給付費の増大に起因する財源不足に対し貸付等を行うため、都道府県に設置され、国、都道府県、広域連合が1/3ずつ拠出して積み立てる基金

③ 保険料未収金補填分相当額

各々の区市町村の保険料賦課額と収納額との差額(未納額)

④ 葬祭費相当額

各々の区市町村の被保険者の葬儀に対して給付した額

⑤ 保険料所得割額減額分相当額

都広域連合が独自に実施する所得割額の軽減策に各々の区市町村が要した額

(2) 規約変更時期

令和4年4月1日

3 案文 別紙1のとおり。

4 新旧対照表 別紙2のとおり。

5 令和4・5年度保険料率 別紙3のとおり。

6 今後の予定

令和4年3月 第1回区議会定例会で「東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議」上程

4月 改正規約施行

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「令和2年度分及び令和3年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に、「令和2年4月1日現在」を「令和4年4月1日現在」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和4年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和3年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約新旧対照表

別紙2

改 正 案	現 行								
<p>第1条～第19条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p style="text-align: right;">」</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	<p>第1条～第19条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>令和2年度分及び令和3年度分</u>の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p style="text-align: right;">」</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント								
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント								

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和4年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

附 則（令和4年3月31日東京都知事届出）

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和2年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

<p><u>(施行期日)</u> 1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u> 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約(以下「変更後の規約」という。)附則第5項の規定は、令和4年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金(以下単に「関係区市町村の負担金」という。)について適用し、令和3年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。</p> <p>別表第1・別表第2 (略)</p>	<p>別表第1・別表第2 (略)</p>
---	----------------------

令和4・5年度保険料率最終案と過去の保険料率比較表

保険期間	平成28・29年度		平成30・令和元年度		令和2・3年度		令和4・5年度			
							算定案	最終案		
特別対策等	4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入（2年間実施）		4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入（2年間実施）		4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入（2年間実施）		4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入（2年間実施）			
市区町村負担額（2年分）	約202億円 【特別対策合計199億円＋所得割額軽減3.4億】		約211億円 【特別対策合計207億円＋所得割額軽減3.6億】		約217億円 【特別対策合計213億円＋所得割額軽減4億】		約224億円 【特別対策合計219億円＋所得割額軽減4.6億】			
賦課総額（前期比）	3,274億円（119億円増／3.7%）		3,544億円（271億円増／8.3%）		3,695億円（151億円増／4.3%）		4,121億円（426億円増／11.5%）			
所得係数（賦課割合）	1.69（37.17：62.83）		1.63（38.02：61.98）		1.61（38.31：61.69）		1.59（38.61：61.39）			
後期高齢者負担率	10.99%		11.18%		11.41%		11.77%			
保険料率	均等割額 （前期比増減額/率）	42,400円（200円／0.5%）		43,300円（900円／2.1%）		44,100円（800円／1.8%）		46,800円（2,700円／6.1%）		
	所得割率 （前期比増減差/率）	9.07%（0.09% [*] イト／1.0%）		8.80%（-0.27% [*] イト／-3.0%）		8.72%（-0.08% [*] イト／-0.9%）		9.74%（1.02% [*] イト／11.7%）		
一人当たり平均保険料額 （前期との差額/率）	95,492円（-1,606円／-1.7%） （平成28年1月最終案）		97,127円（1,635円／1.7%） （平成30年1月最終案）		101,053円（3,926円／4.0%） （令和2年1月最終案）		106,133円（5,080円／5.0%）			
収入額別保険料額※1	年度	平成28年度	平成29年度	平成30・令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4・5年度	令和4・5年度		
	単身	153万円	6,300円		6,400円（100円）	9,900円（3,500円）	13,200円（6,800円）	14,000円（800円）	13,900円（700円）	
		200万円	55,200円	68,000円	76,000円（8,000円）	76,200円（200円）	83,200円（7,000円）	83,200円（7,000円）	81,700円（5,500円）	
		220万円	103,100円		102,200円（-900円）	93,700円（-8,500円）	102,600円（8,900円）	102,600円（8,900円）	100,700円（7,000円）	
		400万円	250,500円		245,200円（-5,300円）	244,200円（-1,000円）	270,300円（26,100円）	270,300円（26,100円）	264,100円（19,900円）	
	2人世帯	153万円	12,600円		12,800円（200円）	19,800円（7,000円）	26,400円（13,600円）	28,000円（1,600円）	27,800円（1,400円）	
		240万円	146,700円		145,800円（-900円）	146,300円（500円）	159,500円（13,200円）	159,500円（13,200円）	156,700円（10,400円）	
		272万円	192,700円		191,300円（-1,400円）	174,200円（-17,100円）	190,700円（16,500円）	190,700円（16,500円）	187,100円（12,900円）	
		500万円	369,100円		362,400円（-6,700円）	361,500円（-900円）	398,900円（37,400円）	398,900円（37,400円）	390,300円（28,800円）	
	保険料算入経費の構成図 （金額は2年分※2）									
賦課限度額	57万円		62万円		64万円		64万円		66万円	
限度額到達所得※4	5,817,000円		6,554,000円		6,834,000円		6,091,000円		6,466,000円	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・財政安定化基金拠出金を除く特別対策3項目と所得割額軽減策に一般財源を投入することとした。 ・剰余金84億円のほか、保険料抑制のため、財政安定化基金145億円を充当することとした。 		<ul style="list-style-type: none"> ・財政安定化基金拠出金を除く特別対策3項目と所得割額軽減策に一般財源を投入することとした。 ・剰余金180億円を収入として計上することとした。 		<ul style="list-style-type: none"> ・財政安定化基金拠出金を除く特別対策3項目と所得割額軽減策に一般財源を投入した。 ・剰余金は保健事業と介護予防の一体的実施に係る広域連合負担分の財源（4億円）を含め186億円を収入として計上した。 		<ul style="list-style-type: none"> ・財政安定化基金拠出金を除く特別対策3項目と所得割額軽減策に一般財源を投入して試算した。 ・剰余金180億円を収入として計上して試算した。 ・保健事業と介護予防の一体的実施に係る広域連合負担分の財源には剰余金を見込まないこととした。 		<ul style="list-style-type: none"> ・財政安定化基金拠出金を除く特別対策3項目と所得割額軽減策に一般財源を投入することとした。 ・剰余金187億円を収入として計上することとした。 ・窓口負担2割の実施の影響は、厚生労働省の示す都道府県ごとの減少率を基にして算定した。 ・保健事業と介護予防の一体的実施に係る広域連合負担分の財源には剰余金を見込まないこととした。 	

※1：収入額は本人の年金収入、2人世帯は、本人の年金収入と配偶者の年金収入80万円の場合を想定。（ ）は前期のうち後年度との差額。

※2：端数処理の都合上、賦課総額とその内訳の計が一致しない場合がある。

※3：調整交付金交付調整分とは、普通調整交付金の減額調整分を補填するため保険料算入経費となる分。

※4：賦課限度額に到達する賦課のもととなる所得金額。

【 参考 】

令和 3 年 1 2 月 2 0 日
保健福祉政策部国保・年金課

令和 4 ・ 5 年度後期高齢者医療保険料の検討状況について

1 主旨

平成 2 0 年 4 月創設の後期高齢者医療制度では、被保険者の一部負担金を除いた医療給付費等のうち、約 1 0 パーセント(後期高齢者負担率)を保険料でまかなうこととなっている。

保険料は、被保険者数や医療費の伸び等を勘案し、2 年ごとに見直される。東京都後期高齢者医療広域連合(以下、「東京都広域連合」という。)において、令和 4 ・ 5 年度保険料の検討が進められ、算定案が示されたので報告する。

2 保険料率改定の要因

(1) 保険料率を算出する主な基礎数値

① 被保険者数(東京都)

令和 4 年度 1 6 6 万 4 千人 (前年度比 4 . 3 9 %)

令和 5 年度 1 7 3 万人 (前年度比 3 . 9 7 %)

② 医療給付費の増加率(東京都)

令和 4 年度 5 . 2 1 % (過去 4 年間平均値ひとり当たり増加率 0 . 7 8 %)

令和 5 年度 4 . 7 8 % (過去 4 年間平均値ひとり当たり増加率 0 . 7 8 %)

③ 後期高齢者負担率(全国)

令和 4 ・ 5 年度 1 1 . 7 7 % (前回比 0 . 3 6 ポイント増)

④ 賦課限度額(全国)

6 4 万円 ※検討中

(2) 東京都広域連合独自の特別対策等継続の有無

保険料額の急激な上昇を避けるため、本来は保険料に算定すべき葬祭費、審査支払手数料、財政安定化基金拠出金、保険料未収金補填分の 4 項目について、東京都広域連合を構成する 6 2 区市町村では、独自に一般財源を投入する特別対策等を引き続き実施する。

算定案では、東京都広域連合の合計で特別対策約 2 1 9 億円となっており、低所得者に対する所得割額独自軽減対策の約 4 . 6 億円とあわせて、約 2 2 4 億円となっている。

3 算定案

特別対策、所得割額独自軽減対策を継続する算定案の内容は別紙のとおり。

※今後、窓口 2 割負担の影響による厚生労働省の見解が予定されている。

4 今後想定される保険料率の増減理由

(1) 厚生労働省通知に基づく後期高齢者負担率等の変更

(2) 令和 4 年度後半導入予定の窓口 2 割負担の影響

(3) 剰余金の精査

(4) 所得係数

5 今後のスケジュール（予定）

令和4年	1月	広域連合協議会で最終案協議 区長会に広域連合最終案報告 広域連合議会で「東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」一部改正
	2月	各区市町村議会に「東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議」上程（第1回定例会）
	4月	規約変更の公表

【参 考】

広域連合議会

定 数	31人（区17人、市12人、町村2人）
選任方法	関係区市町村議会議員のうちから関係区市町村議会による間接選挙
任 期	2年（現在の任期は、令和3年7月2日～令和5年7月1日）

広域連合協議会

広域連合の運営に関して、必要な調整及び協議を図るための関係区市町村の協議組織
委員構成

区長会代表6名、市長会代表6名、町村会代表2名、広域連合長1名、
副広域連合長3名（副広域連合長のうち関係区市町村長から選任される者に限る）

区の75歳以上人口推計

区政策経営部による令和3年7月時点の将来人口推計（外国人を含む）

令和3年	98,591人		
令和4年（2022年）	99,565人	前年比	974人増加
令和5年（2023年）	103,622人	前年比	4,058人増加
令和6年（2024年）	107,041人	前年比	3,418人増加
令和7年（2025年）	110,012人	前年比	2,971人増加
※ 令和3年3月末	区後期高齢者被保険者数		96,774人